

「児童労働反対世界デー・キャンペーン 2009」

賛同のお願い 資料一式

キャンペーン賛同・協力のお願ひ.....	1
キャンペーン・企画書.....	2
キャンペーン・ガイドライン	6
賛同申込フォーム.....	11

■ 「児童労働反対世界デー・キャンペーン 2009」 賛同・協力のお願い □

いつも児童労働ネットワークの活動にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

児童労働問題の解決に貢献することを目指す、児童労働ネットワーク(CL-Net)では、昨年に引き続き、今年も6月12日の「児童労働反対世界デー」に合わせてキャンペーンを行います。5月のキャンペーン開始に向けて、主旨に賛同し、キャンペーンに参加・協力する団体、企業、地方自治体を募集しています。子どもの教育や権利の実現、子どもの健やかな成長をめざす活動や理念をお持ちの団体、企業、地方自治体のみなさまのご参加をお待ちしております。

本年は「最悪の形態の児童労働」条約発効10周年という記念の年でもあります。昨年は多くの方にご賛同いただき署名を下された方ふくめてのべ3万人以上の方にご参加いただきました。本年もそれを越えるような広がりを持てるよう、児童労働ネットワーク運営委員、事務局一同皆様とともにキャンペーンを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご賛同をいただけますようお願いいたします。また今年から個人の賛同も募ることになりました。団体単位では難しいが、個人的に賛同したいという方はぜひ、賛同をお願いいたします。

●キャンペーンに賛同し、組織、個人として参加するには

- 1) キャンペーン企画書とキャンペーン・ガイドラインを必ずお読みください。
- 2) 賛同申込フォームにご記入の上、事務局までお送りください。(組織の場合、第一次締切を3/23(日)とします。)
- 3) キャンペーン運営費のご納入をお願いいたします。(一口以上何口でもご協力いただけます)

〈納入金額〉 非営利団体(一口):5,000円 企業(一口):10,000円 個人(一口):2,000円

〈振込先〉 【郵便振替口座】00160-8-685281 口座名義:児童労働ネットワーク

【銀行口座】三菱東京UFJ銀行 上野支店 普通口座 5413699

口座名義:児童労働ネットワーク

※郵便、銀行共に、通信欄に「児童労働反対世界デー・キャンペーン 2009」運営費と明記してください。

●キャンペーンに参加すると

- 1) 団体でご賛同いただいた場合、キャンペーンのウェブサイト、チラシ、ポスターに名前が記載されます
- 2) ウェブサイトやチラシに掲載するイベント一覧に、団体主催のキャンペーン関連イベントを載せることができます(チラシへの掲載は3月31日(火)までにイベント実施の申込があったものに限らせていただきます)
- 3) 作成する広報ツール(チラシ、ポスター、等)を無料で配布することができます(数量に上限あります。)必要数、日時を3月31日までに別紙でお知らせいただけますと調整ができます。よろしく申し上げます。

●キャンペーンを広げるためにご協力ください

- 1) 期間中に、キャンペーンの目的を達成するためのイベントを企画し、実施してください。キャンペーンウェブサイトやチラシのイベント一覧に掲載し(チラシ掲載のための申込期限は3月30日です)、参加を呼びかけます。
- 2) キャンペーン参加者が参加・実施できる「アクションメニュー」をご提示ください。キャンペーンウェブサイトに掲載させていただくほか、関連イベントの参加者に参加を呼びかけます。
- 3) 期間中に実施される関連イベントにできるだけ参加してください。また周りの人たちに参加を促してください。

2006年より毎年実施しているこのキャンペーンは、年々参加する団体が増え、活動の輪が広がっています。昨年の様子をお知りになりたい方は、ウェブサイト(<http://stopchildlabour.jp/>)に掲載しております。また、本件に関する資料一式は、児童労働ネットワークのウェブサイト(<http://www.cl-net.org/>)からダウンロードできるよう準備を進めてまいりますので、合わせてご覧ください。

以上

児童労働ネットワーク事務局(担当:岩附)

〒110-0015 東京都台東区東上野1-20-9 セリジェ・メゾン・瀬上401号室 ACE内

TEL:03-3835-7555 FAX:03-3835-7601 代表メール: info@cl-net.org ウェブサイト: <http://www.cl-net.org>

児童労働ネットワーク主催

児童労働反対世界デー・キャンペーン 2009 企画書

(2009年3月4日更新)

1. 趣旨・背景

児童労働は、子どもの基礎教育の機会を妨げたり、子どもの精神的、身体的および社会的成長に害を与える危険な労働をさします。借金のかたに売られる子ども、売春宿で働かされる子ども、戦争にかりだされる子ども兵士など、世界には2億1800万人、児童労働者と呼ばれる子どもたちが存在します(2006年、国際労働機関発表)。日本にとっても無関係ではありません。経済のグローバル化が進む現在、児童労働で生産された商品が流通し消費されているという物理的なつながりや、子どもの買春・人身取引やポルノなど日本人が直接関与しているという現実もあります。子どもたちを搾取的な状況から守り、教育を受け、健やかに育つ環境をつくるのは私たちの責任です。

6月12日は国際労働機関(ILO)が定めた児童労働反対世界デーです。2002年に、児童労働、特に最悪の形態の児童労働の撤廃に向けた世界的な動きに脚光を当てる日として定められ、毎年世界各地でさまざまな活動が展開されています。児童労働ネットワーク(CL-Net)は、2006年より毎年キャンペーンを実施し、日本国内の世論啓発に取り組んで参りました。昨年は5月1日から6月30日までの期間中に25件の関連イベントが実施され、2万人以上が参加しました。

今年はさらに、日本の政府、地方自治体、企業、市民社会が、国際社会の一員として、児童労働の問題を知り、考えるだけでなく、問題解決に取り組むよう促すことを目的に加え、キャンペーンを企画しました。具体的には中心テーマを「最悪の形態の児童労働と少女」とし、各種イベントの実施による啓発広報活動に加え、新たな試みとして政策提言活動に取り組むことを計画しています。昨年実施した「働く子どもに教育を！」署名には1万2千人の方から署名をいただきました。

2. キャンペーン概要

1) キャンペーン名称と表記： 児童労働反対世界デー・キャンペーン 2009

2) キャンペーン期間： 2009年5月5日～6月30日

(キャンペーンの成果を評価するため、2009年7月をフォローアップ期間に設定)

3) キャンペーンの目的と目標：

目的： 児童労働のない社会を目指して	中位目標：
A：一般市民に対して知らせ、行動する人、市民社会組織を増やす。	A-1) 児童労働反対の意思表示や行動が社会の中に広がる。 A-2) キャンペーンに賛同するか、CL-Net に加入する団体、組織が増える。 A-3) メディアに取り上げられる。

<p>B：児童労働問題の解決に影響を与える政府・企業を動かす。</p>	<p>B-1) 政府、企業、地方自治体が、児童労働の解決に結びつくような政策、調達方法に取り組む。 B-2) 企業が CL-Net のメンバーになるか、キャンペーンに賛同・協力をする。 B-3) 地方自治体がキャンペーンに賛同・協力をする。</p>
-------------------------------------	--

4) キャンペーンの活動場所： 日本全国及びインターネットウェブサイト上

5) キャンペーンの主催と実施方法： このキャンペーンは児童労働ネットワークが主催します。児童労働ネットワーク会員団体、キャンペーンに賛同する団体や企業、協力する地方自治体は、キャンペーン期間中に、上記3) キャンペーンの目的及び中位目標 のいずれかを目的・目標に含む事業を行うか、またはキャンペーンで予定されている活動に参加するか、いずれかを行います。(実施にあたっては、別途定めるガイドラインを参照ください。) これら団体、企業、自治体がキャンペーンの構成員となります。

3. 現在予定されている主な活動

1) 「最悪の形態の児童労働と少女」をテーマにした映画&トークイベント

- ・ 日時：6月6日(土) 13:30~18:30
- ・ 場所：全電通労働会館ホール (420席、最大464席、フラットフロアー形式、劇場形式)
- ・ 内容：人身売買や性的搾取の被害にあう子ども、とくに少女に焦点を当て、「闇の子供たち」の上映とパネルディスカッション、ILOからの報告を行う。また本年度から、NGO紹介ブースを設け、会場で書籍などの販売を行う出展団第を10団体募集する。
- ・ 定員：約400人
- ・ 主催：児童労働ネットワーク、ILO駐日事務所、NGO-労働組合国際協働フォーラム

2) 児童労働ネットワーク会員団体、賛同する団体・企業、協力する地方自治体によるイベントの実施(募集中) 賛同・協力する各団体・組織の皆様にご案内させていただきます。本キャンペーンの目的・主旨に沿った学習会や写真展など。(2008年実績は25件。詳しくは昨年のキャンペーンオフィシャルサイト <http://stopchildlabour.jp/>の活動報告を参照ください。)

3) 政策提言と市民を巻き込んだ参加型企画

CL-Net 会員団体、キャンペーンに賛同する団体、企業、協力する地方自治体から、個人・組織が参加できるアクションメニューを提案し、発信していきます。賛同する団体・組織の皆様にご案内させていただきます。キャンペーンを通じて児童労働問題の理解を深めた参加者・賛同者の次の行動を引き出すことがねらいです。

4) 政策提言

児童労働問題解決のために、政府・企業・市民社会からの資金援助に関するコミットメントを引き出すことを目的とした政策提言活動を実施します。(政策提言活動は、長期的な活動としてキャンペーン終了後も継続していきます。)

5) キャンペーンオフィシャルウェブサイトの運営

ウェブサイトを開設し、児童労働の現状の広報や解決のための取り組み、キャンペーンイベント一覧、アクションメニュー等を掲載し、キャンペーンへの参加を呼びかけます。

CL-Net 会員団体名、キャンペーンに賛同する団体名、企業、協力する地方自治体名を一覧として掲載し、各団体ウェブサイトへのリンクも貼り付けます。

6) 広報物の作成と配布

- ・ ポスター (200 部、2008 年実績、2009 年は 100 部)
(会員団体名、賛同する団体名、企業名、協力する地方自治体名、主なイベントの情報を掲載し、各団体に配布します。)
- ・ ちらし (15,000 部、2008 年実績、2009 年も同数を予定)
(会員団体名、賛同する団体名、企業名、協力する地方自治体名、期間中に開催するイベントの一覧を掲載し、各団体に配布します。)
- ・ 缶バッジ (3,000 パック作成予定)
広報およびキャンペーン運営費獲得のためのツールとして、缶バッジを作成する。2 個 1 セットとカードを 1 つのパッケージにし 500 円で販売する。経費を除いた売上は本キャンペーンの運営費として活用する。主にキャンペーン期間中に実施されるイベント会場で販売する。キャンペーン賛同団体には 1 パック 400 円 (予定) で卸し、差益は各団体の児童労働をなくすための活動に活用してもらう。

4. キャンペーンの詳細

817,294 円 (広報物、缶バッジ作成、印刷、送料通信費等。映画&トークイベント経費は除く)

※ キャンペーンの賛同団体には 5,000 円、賛同する企業には一口 10,000 円をキャンペーン運営費として納入していただき、広報関連経費に充当させていただきます。

※ その他寄付も受け付けております。寄付をされる団体、企業、地方自治体は別途ご連絡ください。

5. 児童労働ネットワークについて

1) 設立の経緯

経済のグローバル化の中で、児童労働問題は政府、国際機関、企業、労働組合など多くのアクターが協力して解決を図るべき地球規模課題となっています。日本においても、団体・個人をつなぎ、規模の大きさや立場の違いに係わりなく、関係するアクターが対等に協働できるネットワークを構築することにより、問題解決に貢献し、国際社会において日本が果たすべき役割を果たしていきたい、そうした願いのもとに、NGO、労働組合、国際機関等からの有志が集まり 2004 年 9 月にネットワークを設立しました。

2) 代表者および会員団体 (2009 年 4 月 28 日現在)

代表：堀内光子、文京学院大学客員教授、前 ILO 駐日代表

会員団体 (18 団体)：(特活) 国際子ども権利センター、国際食品労連日本加盟労組連絡協議会 (IUF-JCC)、(財)国際労働財団(JILAF)、(社)アムネスティ・インターナショナル日本、(特活)ACE、セーブ・チルドレン・ネットワーク (SCN)、日本労働組合総連合会 (連合)、フード連合 (日本食品関連産業労働組合総連合会)、(特活)フリー・ザ・チルドレン・ジャパン(FTCJ)、働く子どもの『遺産と伝説』キャンペーン(OLAL)、フェアトレード・リソースセンター、UI ゼンセン同盟、(特活) グッドネーバーズ・ジャパン、グローバル・ヴィレッジ、(特活) エファジャパン、(社団) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、(特活) アジア日本相互交流センター、(特活) ソルト・パヤタス

個人会員 8 名 (2009 年 2 月現在)

3) 児童労働ネットワークの活動

定例学習会及び研究会を通じた情報交換とネットワークの形成、児童労働反対世界デーを中心とした意識啓発・提言活動、広報活動を通じ、児童労働問題の解決へ向けた日本からの貢献を目的に活動を展開しています。

6. キャンペーン事務局の連絡先

児童労働ネットワーク事務局（担当：岩附）

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-9 セリジェ・メゾン・瀬上 401 号室 ACE 内

TEL: : 03-3835-7555 FAX : 03-3835-7601

代表メール: info@cl-net.org ウェブサイト: <http://www.cl-net.org>

児童労働反対世界デー・キャンペーン 2009

キャンペーン・ガイドライン

(2009年2月10日作成)

本ガイドラインは、児童労働ネットワーク（以下、CL-Net）が主催する児童労働反対世界デー・キャンペーン（以下、本キャンペーン）における基本的なルールを定める目的で策定された。

1. キャンペーン概要

1) キャンペーン名称と表記：

「児童労働反対世界デー・キャンペーン 2009」

2) キャンペーン期間： 2009年5月5日～6月30日

（キャンペーンの成果を評価するため、7月をフォローアップ期間に設定）

3) キャンペーンの目的と目標

目的： 児童労働のない社会を目指して	中位目標：
A：一般市民に対して知らせ、行動する人、市民社会組織を増やす。	A-1) 児童労働反対の行動や意思表示が社会の中に広がる。 A-2) キャンペーンに賛同するか、CL-Net に加盟する団体、組織が増える。 A-3) メディアに取り上げられる。
B：児童労働問題の解決に影響を与える政府・企業を動かす。	B-1) 政府、企業・地方自治体が、児童労働の解決に結びつくような政策、調達方法に取り組む。 B-2) 企業が CL-Net のメンバーになるか、キャンペーンに賛同、協力をする。 B-3) 地方自治体がキャンペーンに賛同、協力をする。

4) キャンペーンの活動場所： 日本全国及びインターネットウェブサイト上

5) キャンペーンの主催と実施：

このキャンペーンは児童労働ネットワークが主催する。キャンペーンは児童労働ネットワークの会員およびキャンペーンに賛同する団体や企業、協力する地方自治体によって構成され、この構成員が、キャンペーン期間中に上記3) キャンペーンの目的のいずれかを目的に含む事業を行うか、キャンペーンで予定されている活動に参加・協力することにより実施される。

2. キャンペーンの構成員およびその義務と権利について

1) キャンペーンの構成員の定義

このキャンペーンは、以下 a)～d) によって構成される。

a) 主催団体（児童労働ネットワーク）

キャンペーン全体の運営に関わる事項の意思決定機関。児童労働ネットワークの団体会員および個人会員によって構成される。

b) 賛同団体

本キャンペーンの趣旨およびこのガイドラインに賛同し、キャンペーンの目的達成のために自主的に活動を主催、実施、または参加・協力する団体

c) 賛同・協力する企業

本キャンペーンの趣旨およびこのガイドラインに賛同し、キャンペーンの目的達成のために自主的にキャンペーン事業に参加・協力する民間企業

d) 協力する地方自治体

本キャンペーンの趣旨およびこのガイドラインを理解し、キャンペーンの目的達成のために自主的にキャンペーン事業に協力する地方自治体

e) 賛同個人

本キャンペーンの趣旨およびガイドラインに賛同し、キャンペーンの目的達成のために本キャンペーンの実施を支え広げる個人

2) 意思決定と構成員の義務と権利について

各構成員の義務と権利は下記に定めるとおりである。

a) 児童労働ネットワーク

児童労働ネットワークの義務：

1. キャンペーンのガイドライン（目的、期間など含む）を策定し、キャンペーン全体が適切に運営されるように管理する。またそのための意思決定を行う。その際、児童労働ネットワークの構成員である団体、個人会員の意見もあわせて検討する。
2. 本キャンペーンの会計および活動内容について、賛同する団体や企業、協力する地方自治体に対する報告をフォローアップ期間中に行う。

児童労働ネットワークの権利：

1. 本キャンペーンの信用を保つため、キャンペーンに賛同する団体や企業、協力する地方自治体の審査を行うことができる。
2. キャンペーンに賛同する団体や企業、協力する地方自治体が当ガイドラインに規定する条件に合致していないか、当ガイドラインおよび賛同・協力申込フォームまたはキャンペーン意思決定機構との間で締結するその他の契約に違反していると判断した場合は、下記の是正を求めたか否かにかかわらず、通知のうえ、その資格を剥奪することができる。
3. キャンペーンに賛同する団体、企業、協力する地方自治体は、イベントの実施や広告・ウェブサイト等による広報活動において、本キャンペーンの名称の使用またはキャンペーンに関する表示が当ガイドライン

またはキャンペーンの趣旨に反していると判断した場合は、是正を求めることができる。

b) 賛同団体

賛同団体の義務：

1. 賛同団体となるためには、以下の要件を満たすことが必要。
 - 実態をもつ団体であること（連絡のとれる事務所や人があり、活動の実績があること）。
 - 本キャンペーンの目的を理解し、主旨に賛同すること。
 - 当ガイドラインに合意すること。
 - 以下の倫理基準に合致していること。
 - ✓ 暴力団・暴力集団関係の団体でないこと。
 - ✓ 政治団体が選挙活動等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
 - ✓ 宗教団体が布教等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
 - ✓ 日本の国内法及び国際法等を遵守していること。
 - 賛同申込フォームを児童労働ネットワークに送付し、キャンペーン運営費 5,000 円を納入すること。
(ただし、ネットワークの会員になればキャンペーン運営費は免除)

※なお、キャンペーン意思決定機構が上記各要件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経てなお改善がみられないと判断した場合には、賛同団体としての資格を剥奪する場合がある。
2. 賛同団体はキャンペーン期間に行う団体主催事業についての責任を負う。なお、主催事業を行う場合は、イベント実施申込フォームを遅くともイベント実施の2週間前までに事務局まで提出すること。
3. キャンペーン主催者である児童労働ネットワークに対し、団体主催事業の会計および活動内容についての報告を事業実施後2週間以内に行う。
4. 原則として、賛同団体として名称を連ねること

賛同団体の権利：

1. 本キャンペーンの名称とロゴを使用することができる。
2. 団体のウェブサイトやイベント等のなかで本キャンペーンに賛同していると表示することができる。
3. 本キャンペーンを支援して、当ガイドラインに従ったイベントを開催することができる。
4. 本キャンペーンのイベントや共同アクションに参加することができる。
5. 本キャンペーンの画像素材等を別紙画像素材使用の規定にもとづいて使用することができる。
6. 児童労働ネットワークが実施する広報に、団体が行うイベントを掲載できる。

c) 賛同・協力する企業

賛同・協力する企業の義務：

賛同・協力する企業となるためには以下の要件を満たすことが必要。

- 実態をもつ法人であること（連絡のとれる事務所や人があり、事業実績があること）
- 本キャンペーンの目的を理解し、主旨に賛同すること。
- 当ガイドラインに合意すること。
- なんらかの貢献を本キャンペーンにすること。
- 以下の倫理基準に合致していること。
 - ✓ 企業の社会的責任として、環境や社会的課題に配慮し、積極的に取り組んでいること、または今

後取り組んでいく意志を持っていること。

- ✓ 政治団体による選挙活動等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
- ✓ 宗教団体による布教等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
- ✓ 日本の国内法及び国際法等を遵守していること。

- 賛同・協力申込フォームを提出すること。企業はキャンペーン運営費一口 10,000 円を児童労働ネットワークに納入すること。(ネットワークの会員になればキャンペーン賛同金は免除)

※なお、キャンペーン意思決定機構が上記各要件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経てなお改善がみられないと判断した場合には、賛同・協力企業としての資格を剥奪する場合があります。

賛同・協力する企業の権利：

1. 本キャンペーンの名称とロゴを使用することができる。
2. 企業の広告・ウェブサイト等の中で本キャンペーンに協力していると表示することができる。
3. 本キャンペーンを支援して、当ガイドラインに従ったイベントを開催することができる。
4. 本キャンペーンのイベントや共同アクションに参加することができる。
5. 本キャンペーンの画像素材等を別紙画像素材使用の規定にもとづいて使用することができる。

d) 協力する地方自治体

協力する地方自治体について：

協力する地方自治体は以下の要件を満たすことが必要。

- 本キャンペーンの目的を理解し、主旨に賛同すること。
- 当ガイドラインに合意すること。
- なんらかの貢献を本キャンペーンにすること。
- 以下の倫理基準に合致していること。
 - ✓ NPO/NGO 団体による市民活動を理解し、重要性を認めていること。また、政府と市民活動団体との連携や協力に対し、積極的に取り組んでいること、または今後取り組んでいく意志を持っていること。
 - ✓ 賛同・協力申込フォームを提出すること。

※なお、キャンペーン意思決定機構が上記各要件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経てなお改善がみられないと判断した場合には、協力する地方自治体としての資格を剥奪する場合があります。

協力する地方自治体の権利：

1. 本キャンペーンの名称とロゴを使用することができる。
2. 地方自治体の広告・ウェブサイト等の中で本キャンペーンに協力していると表示することができる。
3. 本キャンペーンを支援して、当ガイドラインに従ったイベントを開催することができる。
4. 本キャンペーンのイベントや共同アクションに参加することができる。
5. 本キャンペーンの画像素材等を別紙画像素材使用の規定にもとづいて使用することができる。

e) 賛同個人の権利と義務

賛同する個人の義務：

1. 本キャンペーンの目的を理解し、主旨に賛同すること。

2. 当ガイドラインに合意すること
 3. 賛同申込フォームを児童労働ネットワークに送付し、賛同金（一口）2,000 円（一口以上）を納入すること。
 4. 連絡の取れるEメールアドレス、電話番号、住所を持つこと。
 5. バナーを貼ったウェブサイト、ブログの URL を通知すること。
- ※ なお、個人のウェブサイトおよびブログ等での広報活動に関し、キャンペーン意思決定機構が上記各要件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経てなお改善がみられないと判断した場合には、ウェブサイトのリンク、キャンペーンバナーの使用を差し止めるほか、賛同個人としての資格を剥奪する場合があります。

賛同する個人の権利：

1. 個人のウェブサイト、ブログ等で本キャンペーンのバナーを使用することができる。
2. 個人のウェブサイト、ブログ等で本キャンペーンに協力していると表示することができる。

3. イベント実施について

キャンペーンに賛同する団体、企業、協力する地方自治体がキャンペーンの一環としてイベントを実施する場合は、以下の要件に従う必要がある。

- 1) 児童労働問題について、このキャンペーンの目的に沿うイベントである。
- 2) イベントの実施については主催者として責任を負う。
- 3) イベントの広報、実施段階でキャンペーンの賛同・協力イベントであることを伝える。
- 4) イベントの実施の 2 週間以上前に本キャンペーン事務局にイベントの概要を通知する。尚、児童労働ネットワークがキャンペーンの事前に配布するチラシおよびポスターに、イベントの掲載を希望する場合は、決められた期日までに本キャンペーン事務局にイベントの概要を通知する。
- 5) 本キャンペーンの名称とロゴの使用等については規定にしたがう。
- 6) 本キャンペーンの画像素材等を使用する場合は、別紙画像素材使用の規定にもとづいて使用する。
- 7) イベントを実施後 2 週間以内に児童労働ネットワークへ報告を行う。
- 8) 本キャンペーンに対する寄付金等を受領した場合は、本キャンペーン事務局へ報告し、寄付する。
- 9) 本キャンペーンの賛同イベントを通じて得た収益については、
 - （賛同団体の場合）本キャンペーン事務局への報告のなかに収支報告を含め、寄付金、収益金を国内外の児童労働の問題を解決することに資する活動に活用すること。
 - （企業、地方自治体の場合）その全額を、本キャンペーン本体を含め、本キャンペーンの趣旨に合致した活動主体に寄付すること。

4. キャンペーン事務局の連絡先

児童労働ネットワーク事務局（(特活) ACE（エース）、担当：岩附（いわつき））

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-9 セリジェ・メゾン・瀬上 401 号室 ACE 内

TEL: : 03-3835-7555 FAX : 03-3835-7601

代表メール : info@cl-net.org ウェブサイト : <http://www.cl-net.org>

児童労働反対世界デー・キャンペーン 2009 賛同・協力申込フォーム

「児童労働反対世界デー・キャンペーン 2009」の企画書をお読みいただいた上で、キャンペーンの趣旨に賛同・参加する民間非営利団体(NPO/NGO、労働組合含む)、企業、協力する地方自治体、個人はこのフォームにご記入ください。

フォームに記入する前に、キャンペーンのガイドラインを必ずお読みください。本フォームに記入することによって、キャンペーンのガイドラインに同意していただいたものとみなします。また、本フォームにご記入いただいた団体、企業、地方自治体名は、当キャンペーンのウェブサイトや広報物、報告書等に掲載させていただきます。

フォーム送付先: E-mail: info@cl-net.org FAX: 03-3835-7601	
日付: 2009年 月 日	
企画書およびガイドラインを読んだ上で、内容に同意します(同意する方はチェック⇒) <input type="checkbox"/>	
区分(○をつけてください): NPO/NGO 労働組合 企業 地方自治体 個人 その他	
賛同口数:	口 (郵便振替 銀行振込み) 入金予定日: 月 日
組織名:	
代表者名:	代表者役職:
担当者名:	担当者役職:
住所: 〒	
電話番号:	FAX:
E-mail:	ホームページ:
上記の Email アドレスを、「キャンペーン ML」に登録してもよろしいですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
* 個人情報は、当キャンペーン賛同・協力する団体、企業、地方自治体登録事務および当キャンペーンの諸目的にのみ使用いたします。その他、個人情報保護法に準拠し管理いたします。	
通信欄:	

- **キャンペーン事務局の連絡先: 児童労働ネットワーク事務局 (担当: 岩附)**
 〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-9 セリジェ・メゾン・瀬上401号室 (特活)ACE内
 TEL: 03-3835-7555 (ACEにかかります) FAX: 03-3835-7601 E-mail: info@cl-net.org
 Web サイト: <http://www.cl-net.org>

児童労働ネットワーク(CL-Net)会員も募集中!
 現在児童労働ネットワークには、18 団体と8個人が会員として参加しています。定期的に学習会や内部研究会を開催し、児童労働に関する理解促進、情報発信などの活動を行っています。キャンペーンへのお申込みと同時にご入会いただければ、キャンペーン運営費が免除されます。ぜひこの機会にご入会ください!